

あなたは遵守事項を守っていますか!

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが船長の義務になります!

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用



- 見張りの実施



- 発航前の検査



- 事故時の人命救助



■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分及び再教育講習受講通知基準表

		過去1年以内の違反累計点数				
		2点	3点	4点	5点	6点
過去3年以前の処分前歴※	無	処分の対象外 (受講通知)			業務停止 1月 (受講通知)	業務停止 2月 (受講通知)
	有	処分の対象外 (受講通知)	業務停止 3月 (受講通知)	業務停止 4月 (受講通知)	業務停止 5月 (受講通知)	業務停止 6月 (受講通知)

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の判決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

万が一に備え 自己救命策3つの基本



★ライフジャケットの常時着用



★適切な連絡手段の確保

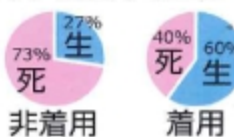


★海の緊急通報

ライフジャケットが命を守る

ライフジャケット着用者の海中転落時の生存率は2倍以上です! 船長の指示がなくても積極的にライフジャケットを着用しましょう!

海中転落時の生存率



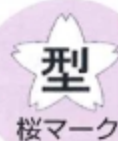
船長の義務です!

平成30年2月1日から、小型船舶の船長には、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させる義務があります! 着用させないと違反になります!



ライフジャケットの種類

国が安全性を確認した証である桜マークのあるライフジャケットを着用してください! 軽く着けやすいものが開発されています!



適用除外等の対象例

適用除外等の対象とするためには様々な要件があります。詳しくはホームページを確認ください。

船室内にいる方



命綱を装着している方



防波堤内の係留船上にいる方



船外で泳ごうとする方



専用装備で海上スポーツをする方



船長が定めた安全場所にいる方



着用する必要がありません

できるだけ着用して下さい

違反すると処分あり!

違反した船長には違反点数2点が課され、再教育講習を受けなければなりません! 5点以上で免許停止の対象となります!



※平成34年2月1日から違反点数の付与開始

